

答 申 第 3 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市個人情報保護条例第 3 0 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 7 号

平成 2 9 年 9 月 1 9 日付「個人情報不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第37号

答申番号：答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市個人情報保護条例（平成3年高崎市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月4日付けで「第70-1号に関する偽造の同意サインについて。担当の栄養士が請求人からサインをもらったことが分かる情報」という内容の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る個人情報（以下「本件情報」という。）について、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月28日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第30条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以

下「審査会」という。)に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件個人情報をも存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 実施機関が自ら作成した「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「第70-1号」という。）の14頁「担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっていることを報告している。」の記載のとおり、実施機関は本件情報が分かる行政文書を作成及び取得している。
- (2) 住民監査請求を棄却したからには、「担当の栄養士が請求人からサインをもらったことが分かる情報」は常識として存在するはずである。実施機関が監査対象である●●の担当栄養士を監査するに当たり、本件情報が作成されないことは認められない。実施機関は処分を取り消し、本件情報を公開しなければならない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 第70-1号は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に対する監査の結果通知である。

請求人は、第70-1号14頁の「担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっていることを報告している。」という記載が本件情報に当たるとしているが、当該部分は、請求人の苦情申し立てに基づく高崎市長の調査の際の報告書の内容について記載した部分であり、実施機関が「担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっている」という事実を認めた記述ではない。

(2) 本件請求において請求人は「第70-1号に関する偽造の同意サインについて。担当の栄養士が請求人からサインをもらったことが分かる情報」と記載し、意見書においては「住民監査請求を棄却したからには、担当の栄養士が請求人からサインをもらったことが分かる情報は常識として存在するはずである。」と主張しているが、栄養ケア計画に対する利用者又は家族の同意の署名は必ずしも栄養マネジメント加算の要件とはなっていないことから、実施機関は「第70-1号」において、同意のサインが偽造されたものであるという請求人の主張についても、担当の栄養士が請求人からサインをもらったという介護老人保健施設側の主張についても、事実かどうか判断をしていない。

(3) したがって、「第70-1号」の記載は本件情報には該当しない。また、本件住民監査請求に係る監査を行うにあたり、本件情報を必要としなかったため取得していない。よって、本件情報を記載した行政文書は作成及び取得しておらず、不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件情報について、請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 「第70-1号」について

ア 請求人が本件情報に当たると主張する第70-1号14頁の記述は、栄養マネジメント加算金に係る栄養ケア計画書の利用者家族同意署名欄に記載された請求人の署名について、請求人及び介護老人福祉施設それぞれの主張を並べて記載している部分の抜粋であり、「担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっていることを報告している。」という事実を認めたものではない。後段で実施機関は「当該署名を確認したが、偽造した署名であるかどうかを判断することは困難であり、判断がつかなかった。」としていることから、「担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっていることを報告している。」という第70-1号の一部を抜粋した記述が「担当の栄養士が請求人からサインをもらったことが分かる情報」とは言えず、本件情報には当たらない。

イ 実施機関は、栄養ケア計画に基づくサービスの提供がされているため、栄養マネジメント加算金についても返還の理由はないとし、また、栄養ケア計画に対する利用者又は家族の同意の署名は必ずしも栄養マネジメント加算の要件とはなっていないことから、請求人が主張する署名の偽造について認否を判断していない。

ウ よって、監査の結果の中に「担当の栄養士が請求人からサインをもらった

ことが分かる情報」は存在せず、また、監査を行うにあたり、請求内容が分かる情報を必要としなかったため、本件情報を記載した行政文書を作成及び取得しておらず、不存在と決定したという実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、情報公開条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において、本件情報に係る行政文書の保有の有無を確認したが、本件情報として特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件情報を記載した行政文書を不存在とした実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関及び当審査会に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行